資料D

政治資金監査の質の向上について

~登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方~

登録政治資金監査人については、これまでに一定程度の人数の確保が果たせてきたところであり、政治資金監査制度は安定的に運用されていると考えられるが、総務省及び都道府県選挙管理委員会からは、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にある等の報告があり、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあると考えられる。

そこで、平成25年度第3回委員会においては、具体的に、従来行ってきた 登録政治資金監査人一般に対する研修等の内容及び実施方法の見直し(課題1) 並びに登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方として、個別の登録政 治資金監査人に対する対応及びその枠組み(課題2)について議論されたとこ ろである。

【課題1】

登録政治資金監査人に対する研修等のあり方について

(1) フォローアップ説明会の内容の充実及び位置付けの見直し

従前のフォローアップ説明会の内容を充実し、法第19条の30の研修としての位置付けを明確化する。

これまでのフォローアップ説明会の構成は、以下の内容により、全国で同一のテキストを使用して実施してきたところである(テキストは説明会不参加者にも年末に送付)。

- I. 年度ごとのトピックス (マニュアル改定、省令改正等)
- Ⅱ. 政治資金収支報告の概要について
- Ⅲ. 収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について
- IV. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について
- V. 参考資料

しかしながら、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で 差が生じていることも踏まえると、ニーズは多様化していると考えられること、 指摘されているような事例の解消に向けて、研修内容の具体化及び重点化を図 る必要があることから、例えば、以下のような研修内容の充実を検討すべきで はないか。

- ① 誤り事例に重点化した説明・指導
- ② 登録時の研修又はそのダイジェスト版
- ③ 政治資金監査に関する研修テキストのマニュアル部分以外 (グレーの 背景部分) についての説明の充実
- ④ 政治資金規正法の説明の充実
- ⑤ 公職選挙法の説明の追加
- ⑥ 政治資金適正化委員会事務局職員との意見交換会の実施

なお、見直しの検討にあたっては、予算・人員等の制約により単に説明会等の回数を増やすことは困難であり、現行形式の説明会とバランスを図る必要があることに留意が必要である。

【参考】 平成25年度政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会参加 者アンケート結果(抜粋)(以下「アンケート結果」という)

(問) 来年度以降のフォローアップ説明会において、受講したい内容 等をお聞かせください。(回答者数969人)

	希望する受講内容	回答数(割合)
1	登録時の研修のダイジェスト版	320人(33.0%)
2	マニュアル以外の記述部分	450人(46.4%)
3	政治資金規正法	416人(42.9%)
4	公職選挙法	283人(29.2%)
5	政治資金適正化委員会事務局との意見交	109人(11.2%)
換会		
6	その他	21人(2.2%)

※回答は二つまで選択可能としている。

アンケート結果により、登録政治資金監査人には様々なニーズがあることが明らかになったが、当面の優先順位として、③~⑥のような現行の研修・説明会で取扱う内容を超えた高度な内容を含む研修よりも、具体的な誤り事例の解

決や、政治資金監査の基本を研修し直す必要がある登録政治資金監査人に対するフォローの方が喫緊の課題であると考えられるため、①の研修内容の重点化及び②の登録時研修の再受講から実施することとして検討を進める。

研修内容の重点化について

政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査において、以下のような誤り 事例が散見されることが明らかになっており、都道府県選挙管理委員会より改 善の要望を受けているところである。

都道府県選挙管理委員会が不備を指摘した主な事項	平成 24 年分	平成 23 年分
支出項目が間違っていた	2 5	2 0
支出の小計が間違っていた	2 6	1 9
領収書等の写しの添付漏れがあった	3 0	3 1
徴難明細書の添付漏れがあった	2 4	2 5
振込明細書に係る支出目的書の添付漏れ	2 5	2 3

(資料C p8, p9より作成)

※ 数字は選管数を表す

また、総務大臣分については、主たる事務所以外の場所で実施された理由について、マニュアルで例示している理由以外の理由が記載されていたものが以下のとおり多く存在している。

区分	平成 24 年分	平成 23 年分
解散(事務所を閉鎖したため)	9	6
効率的な実施のため	3 4	1 9
監査に時間を要するため	5	5
遠隔地であるため又は監査人の事務所が近いため	7	4
会計帳簿等の関係書類を他の事務所に保管しているため	1 4	5
その他	1 6	1 1

(資料C p5より作成)

※ 数字は件数を表す

フォローアップ研修において、これらの具体的な誤り事例等を取り上げて指導を行うほか、今後新たに個別指導(課題2参照)を行う可能性を示すことにより、登録政治資金監査人の注意を喚起し、再発防止を図ることが適当である。

登録時研修の再受講について

I) アンケート結果

i) 実施したら参加を希望するかどうか(回答数)

希望する	希望しない
3 6 5	3 5 6

ii)登録時研修のダイジェスト版を受講するとした場合の希望する受講内容(回答は2つまで可:回答が多い順)

「登録時研修」	と同様の全ての項目	21.1%
マニュアル中、	「WI. 政治資金監査報告書」	17.6%
マニュアル中、	「V. 政治資金監査指針②個別監査指針」	16.1%
マニュアル中、	「V. 政治資金監査指針③会計責任者等に対するヒアリング」	16.1%
マニュアル中、	「IV. 政治資金監査指針①一般監査指針」	8.3%

Ⅱ) 方針(案)

アンケート結果及び登録政治資金監査人の政治資金監査制度に関する知識のレベルアップの観点から、ダイジェスト版ではなく、全ての項目について登録時研修の再受講を実施する。なお、受講料は不要とし、登録時研修と同じ内容を受講するものとする。

Ⅲ) 実施時期等(検討事項)

i) アンケート結果(回答が多い順)

フォローアップ説明会のように全国の主要都市において、政治資金監査実施	25.9%
前となる時期に開催	23. 970
フォローアップ説明会の午前中に実施される「登録時研修」に同席し受講	11.0%
現行の個別研修と同様に、総務省政治資金適正化委員会における研修ブース	
での受講	4.1%
現行の要望研修に準じ5人程度以上の登録政治資金監査人の要望により全国	0 10/
各地において開催	2.4%

ii) 実施時期(案)

参加者の利便及び効率的な実施を図る観点から、従来のフォローアップ 研修と同日に実施することとする(フォローアップ研修の一つとして位置 付け)。

(2) フォローアップ研修への参加の促進

政治資金監査の質の向上のためには、政治資金監査及び政治資金制度に対する正確な知識の保持と、制度改正等に伴う知識の更新が不可欠であると考えられるが、現在、フォローアップ説明会に参加する登録政治資金監査人の割合は、毎年全体の3割弱であり、また、半数以上の登録政治資金監査人は、登録時の研修以降これまで一度も説明会に参加したことがない状況である。

フォローアップ研修への参加の促進、特にこれまで参加したことのない登録政治資金監査人に対する働きかけとして、例えば以下のような取組みが考えられるのではないか。

- ① 全ての登録政治資金監査人に対する政治資金適正化委員会委員長名の 文書の送付(実施済み)
- ② フォローアップ研修に参加しない登録政治資金監査人に対する参加を 促す文書の送付等
 - ・ 法第19条の30第1項第5号に基づく指導・助言として整理できるか。
 - どのような条件を設定して文書を送付する人を限定するか。
 - ○登録時研修受講後1度もフォローアップ研修に参加していない者
 - ○課題2の確認項目(仮称)に該当した者
 - ○最後にフォローアップ研修を受講してから一定年数以上経過している者

箬

③ 士業団体との協力

- ・ ②と同趣旨の働きかけを各士業団体からも行うことが可能か。
- ・ 士業団体からの働きかけが有効なものとなるような制度的な仕組み が可能か。
- ④ フォローアップ研修の内容の多様化・重点化((1)参照)

【課題2】

登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて

これまでの議論

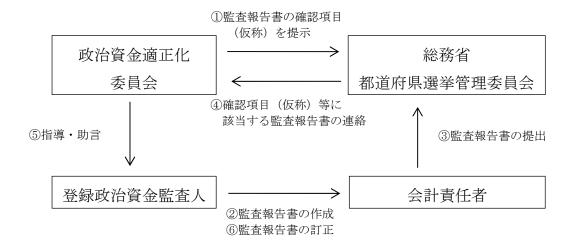
平成25年度第2回及び第3回政治資金適正化委員会において、記載例から逸脱した政治資金監査報告書が提出された場合等への対応策が示された。

まず、個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるため、総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目(仮称)が必要となる。

その確認内容は、確認を行うことの意義や実務を行う総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務負担等を踏まえ、政治資金監査報告書の基本的構成及び政治資金監査の実施状況について形式的に確認可能なものとすることが適当であると考えられる。

その上で、総務省及び都道府県選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録 政治資金監査人に伝達する従来からの方法に加え、確認項目(仮称)に該当す るものや調査結果等について、政治資金規正法第19条の35に基づき、総務 省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、当委員 会は当該政治資金監査報告書を作成した又は当該政治資金監査を行った登録政 治資金監査人に対し、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接指導・助 言を行うことし、その具体的方法を検討することが適当である。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み(イメージ)>



確認項目(仮称)の内容等について

- 案 政治資金監査報告書の基本的な構成が記載例によっていることを確認するとともに、政治資金監査の実施状況についても確認するもの。
- 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目(仮称)を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめた上で、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、総務省及び都道府県選挙管理委員会に報告を求める。
- ・ また、確認項目(仮称)に該当すること以外に関する報告を妨げるものではない。

確認項目(仮称)(案)

- ●政治資金監査報告書の日付が宣誓の日付以前であること及び当該提出年であること
- ●政治団体の名称及び代表者の氏名が収支報告書(その1)の表紙と一致していること
- ●自署及び押印されていること
- ●登録番号及び研修修了年月日が記入漏れしていないこと
- ●政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「業務制限」の3つの項目から構成されており、A4の用紙で作成されていること
- ●「1 監査の概要」に、(1)~(4)の監査項目がすべて記載されていること
- ●「2 監査の結果」に、(1)~(4)の監査事項がすべて記載されていること
- ●収支報告書(支出に係る部分に限る。)に計算誤りがないこと

個別指導の方法について

- 個別指導の方法は文書又は口頭のいずれによるか。
- 各士業団体にも協力を依頼するか。
- ・ 総務省及び都道府県選挙管理委員会からの報告や登録政治資金監査人に 対する個別指導のタイミング・スケジュール。